

## 徴収猶予申請書（特例）の申請可能期間一覧表

猶予制度は、申請する時点において、一時に納付困難な事情があることが要件となりますので、納期限ごとに申請していただく必要があります。

ただし、納期限が翌月に到来する程度であれば、一連の資金繰りとしてまとめて申請できる場合があります、下記のとおりとなります。

### 【申請可能期間カレンダー】

各税目は次のように省略しています。

固定資産税（償却資産税含む）：固 市・県民税（普通徴収）：市 軽自動車税（種別割）：軽

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
固1期	4/30	←→		6/30						
固2期		6/1	←→		7/31			⇔が申請可能期間		
固3期				8/1	←→		9/30			
固4期						10/1	←→		11/30	
市1期		6/1	←→		6/30					
市2期			7/1	←→		8/31				
市3期					9/1	←→		11/2		
市4期							11/1	←→		R3.1/4
軽全期	4/30	←→		6/30						

申請時期が重複しているものは、まとめて申請ができます。下記表も参考にしてください。

例) 6月は固1～2期、市1期、軽全期をまとめて申請できます。

※事情により納期限が延長された場合、延長後の納期限を基準とします。

※郵送申請の場合は、申請期限までに必着のものに限ります。

	納期限	特例猶予申請期間	猶予期間（最長）
固1期	R2.4.30	～ R2.6.30	R3.4.30
軽全期	R2.6.1		R3.6.1
市1期	R2.6.30	R2.6.1 ～ R2.6.30	R3.6.30
固2期	R2.7.31	R2.6.1 ～ R2.7.31	R3.7.31
市2期	R2.8.31	R2.7.1 ～ R2.8.31	R3.8.31
固3期	R2.9.30	R2.8.1 ～ R2.9.30	R3.9.30
市3期	R2.11.2	R2.9.1 ～ R2.11.2	R3.11.2
固4期	R2.11.30	R2.10.1 ～ R2.11.30	R3.11.30
市4期	R3.1.4	R2.11.1 ～ R3.1.4	R4.1.4